旅館・公衆浴場営業者の皆様へ

浴場の衛生管理基準



が変わりました!!

レジオネラ症対策強化のため、令和3年6月1日から新しい衛生措置 基準がスタートしました。

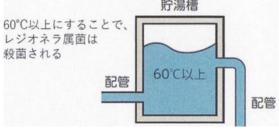
浴槽水の消毒

今までは循環ろ過装置を設置している浴槽に限られていましたが、<u>すべての浴槽(かけ流し式の浴槽を含む)に拡大</u>されました。残留塩素濃度は毎日測定し、遊離残留塩素濃度が通常O.4mg/L程度(最大1.0mg/L)となるよう管理してください。

アルカリ性やアンモニアを含むなど、遊離塩素による消毒ができない場合は、モノクロラミンによる消毒(濃度3mg/L程度)をご検討ください。

※水道水のみを原水とし、かつ客ごとに完全換水・清掃している場合は対象外

貯湯槽の管理



水質検査

原水、浴槽水ともに水質検査を実施し、基準に適合していることを確認してください。

【原水】1回/年検査

基準項目	水質基準
(1)色度	5度以下
(2) 濁度	2度以下
(3) p H値	5.8以上8.6以下
(4)全有機炭素 (TOC)の量又は 過マンガン酸カリ ウム消費量	全有機炭素(TOC):3mg/L以下 過マンガン酸カリウム消費量: 10mg/L以下
(5)大腸菌	検出されないこと。
(6)レジオネラ 属菌	検出されないこと。 (10cfu/100mL未満)

(水道水は対象外)

【浴槽水】1回/年検査

(循環ろ過設置の場合は2回/年)

基準項目	水質基準
(1) 濁度	5度以下
(2)全有機炭 素(TOC)の量 又は過マンガン 酸カリウム消費 量	全有機炭素(TOC):8mg/L以下 過マンガン酸カリウム消費 量:25mg/L以下
(3)大腸菌群	1個/mL以下
(4) レジオネ ラ属菌	検出されないこと。 (10cfu/100mL未満)

(客ごとに完全換水・清掃している場合は対象外)

水質検査の結果、レジオネラ属菌が10cfu/100mL以上検出された場合は管轄の保健所に報告が必要です。